

ラムサールセンターのアジアと中国における活動 (特集 中国における持続可能な流域ガバナンスと国際協力)

著者	中村 玲子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アジ研ワールド・トレンド
巻	122
ページ	36-39
発行年	2005-11
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00005599

特集

特集／中国における持続可能な流域ガバナンスと国際協力

ラムサールセンターのアジアと中国における活動

中村玲子

二〇〇五年一月八～十五日、ウガンダの首都カンパラで、第九回ラムサール条約締約国会議（COP9）が開かれる。

ラムサール条約は、地球規模で消失しつつある湿地の保全と賢明な利用を目的に、一九七一年にイランのラムサールで採択された国際湿地条約で、締約国は国内の湿地を一つ以上「国際的に重要な湿地リスト」に登録することが義務づけられている。

二〇〇五年九月現在、締約国は一四六カ国、一四五九カ所、面積にして二二五・四百万ヘクタールの湿地がいわゆるラムサール湿地として登録されている。このうちアジアの締約国は二六カ国、登録湿地は一六〇、面積九八六〇万ヘクタールである。

日本が加入したのは一九八〇年で、第一号として北海道の釧路湿原を登録した。以後、追加登録を重ね、現在は一三カ所である。

この日本のラムサール湿地が、COP9で一気に二〇カ所追加されて、三三カ所になる。これまでは水鳥の生息地の湖沼などが中心だったのが、ウミガメの産卵地、マングローブ林、サンゴ礁、藻場、鍾乳洞、

山岳湿原など、多様なタイプの湿地が登録される。

現在、アジアでもっとも登録湿地が多いのは中国の三〇で、日本はこれを上回り、アジアの最多登録国になる（表1参照）。

●アジアにおけるラムサール条約の普及

一九九三年、釧路市で第五回ラムサール条約締約国会議（COP5）が開催されたときの締約国は八〇カ国、登録湿地は六四八、面積は四三四二万ヘクタールで、うちアジアは一一カ国、登録湿地は五四、面積二五〇万ヘクタールだった。一二年間でアジアの締約国は二・三倍、登録湿地数三倍、面積は四倍になった。これは世界平均の増加率を大きく上回る数字である。

アジア地域に効果的に条約が普及した要因のひとつは、ラムサール釧路会議効果である。アジアで初めて開催されたこの締約国会議は、欧米先進国主導で誕生したラムサール条約をアジアの途上国に普及させる戦略的意義をもち、その成功がもたらした効果はきわめて大きかった。

ラムサール湿地登録を加速させたもうひとつの要因は、一九九九年のCOP7（コスタリカ）で採択された決議である。当時九一七だったラムサール湿地を六年後のCOP9（二〇〇五年）までに二〇〇カ所にふやすという倍増計画目標の設定だった。これをうけて各国はこぞって登録湿地をふやし、アジアでも一九九九年以降、たとえば中国が一四、インドが一三、パキスタンが一、タイが九、マレーシアが三カ所を新たに登録した。日本の今回の二〇の追加登録もこの決議に応えたものだ。

●登録はゴールではない

条約は締約国に、ラムサール湿地であるなしにかかわらずすべての湿地の保全と賢明な利用を求めている。しかし、特別な罰則規定はないから、登録されても保全・利用計画がなく、管理がずさんなものさえある。湿地は、流域の影響を受けて変化していく宿命をもつ自然生態系で、持続可能な維持管理はむずかしい課題でもある。

ラムサール条約には、生態系が悪化しつつある登録湿地をリストアップし、保全管

表1 中国のラムサール条約登録湿地 (2005年9月現在)

	湿地名	登録年月日	省・市・自治区	面積	
1	東洞庭湖国家級自然保護区	Dongdongtinghu	1992年3月31日	湖南	190,000ha
2	東寨港国家級自然保護区	Dongzhanigang	1992年3月31日	海南	5,400ha
3	青海湖鳥島国家級自然保護区	Niaodao ("Bird Island")	1992年3月31日	青海	53,600ha
4	鄱陽湖国家級自然保護区	Poyanghu	1992年3月31日	江西	22,400ha
5	向海国家級自然保護区	Xianghai	1992年3月31日	吉林	105,467ha
6	黒龍江ザロン国家級自然保護区	Zhalong	1992年3月31日	黒龍江	210,000ha
7	香港米埔・後海湾保護区	Mai Po Marshes & Inner Deep Bay	1995年9月4日	香港	1,513ha
8	上海崇明島国家級自然保護区	Chongming Dongtan Nature Reserve, Shanghai	2002年1月11日	上海	32,600ha
9	江蘇大豊シフゾウ国家級自然保護区	Dafeng (Elaphurus davidianus) National Nature Reserve	2002年1月11日	江蘇	78,000ha
10	内モンゴルダライ湖国家級自然保護区	Dalai Lake National Nature Reserve, Inner Mongolia	2002年1月11日	内モンゴル	740,000ha
11	大連斑海豹国家級自然保護区	Dalian National Spotted Seal (phoca vitulina) Nature Reserve	2002年1月11日	遼寧	11,700ha
12	内モンゴルエルドス国家級自然保護区	Eerduosi National Nature Reserve	2002年1月11日	内モンゴル	7,680ha
13	黒龍江紅河国家級自然保護区	Honghe National Nature Reserve	2002年1月11日	黒龍江	21,836ha
14	広東惠東海亀国家級自然保護区	Huidong Harbor Sea Turtle National Nature Reserve	2002年1月11日	広東	400ha
15	湖南南洞庭湿地・水禽自然保護区	Nan Dongting Wetland & Waterfowl Reserve	2002年1月11日	湖南	168,000ha
16	黒龍江三江国家級自然保護区	San Jiang National Nature Reserve	2002年1月11日	黒龍江	164,400ha
17	広西山口マングローブ国家級自然保護区	Shankou Mangrove Nature Reserve	2002年1月11日	広西	4,000ha
18	湖南西洞庭湖自然保護区	Xi Dongting Lake (Mupinghu) Nature Reserve	2002年1月11日	湖南	35,000ha
19	黒龍江新凱湖国家級自然保護区	Xingkai Lake National Nature Reserve	2002年1月11日	黒龍江	222,488ha
20	江蘇塩城国家級自然保護区	Yancheng National Nature Reserve	2002年1月11日	江蘇	453,000ha
21	広東湛江マングローブ国家級自然保護区	Zhanjiang Mangrove National Nature Reserve	2002年1月11日	広東	20,279ha
22	雲南碧塔海自然保護区	Bitahai Wetland	2004年12月7日	雲南	1,985ha
23	雲南大山包国家級自然保護区	Dashanbao	2004年12月7日	雲南	5,958ha
24	青海エーリン海自然保護区	Eling Lake	2004年12月7日	青海	65,907ha
25	雲南ラシ海自然保護区	Lashihai Wetland	2004年12月7日	雲南	3,560ha
26	チベットマイディカ湿地自然保護区	Maidika	2004年12月7日	チベット	43,496ha
27	チベットマバンギョントソ湿地自然保護区	Mapangyong Cuo	2004年12月7日	チベット	73,782ha
28	雲南ナバ海自然保護区	Napahai Wetland	2004年12月7日	雲南	2,083ha
29	遼寧双台河口国家級自然保護区	Shuangtai Estuary	2004年12月7日	遼寧	128,000ha
30	青海ザーリン湖湿地自然保護区	Zhaling Lake	2004年12月7日	青海	64,920ha

(出所) 筆者作成。

理をうながす「モントルレコード」がある。現在五七の湿地(うちアジアは一二)が生態系が危機的として記載されている。記載後、生態系回復への適切な対策がとられればリストからははずされ、これまでに二三の湿地が記載を解除されている。最近では、インドのチリカ湖がその好例だ。

しかしモントルレコードの枠組みができた一九九〇年当時から現在までリストアップされたままの湿地(米国のエバークレーズ、ヨルダンのアズラク湿地、インドのケオラデオ国立公園など)が三十数カ所ある。

登録が湿地保全に直結するわけではない現実を示していると同時に、湿地管理の技術、資金などが潤沢なはずの先進国にとってさえ、湿地生態系を持続的に管理することの難しさを表している。

●賢明な利用への住民参加

ラムサール条約の基本理念である「湿地の賢明な利用」は、生態系にダメージを与えない範囲で、人間が湿地を活用することを奨励している。農漁業などの規制を求めているわけではない。湿地保全の方法やルールは締約国に任されている。たとえば日本では、登録にあたって鳥獣保護法による保全を基本とし、漁業や農業が規制されることはほとんどない。

しかし国によっては、生態系や野生生物の保護を優先し、厳しい利用規制措置がと

られる場合もある。途上国ではときにそれが、湿地に依存して暮らしている住民の不幸につながることもある。

たとえば、一九八七年に登録されたネパールのコシタップ湿地(二万七五〇〇ヘクタール)は、ガンジス川流域有数の水鳥や野生の水牛などが生息する湿地だが、地域住民の家畜の放牧や水草採取の場としても重要な役割をもっていた。政府はここを国立保護区にし、区内の一万二〇〇〇人の住民を移転させ、家畜の放牧などを禁止した。湿地から締めだされた住民の生活は困窮し、柵を越えて家畜を保護区内に入れたり、密猟する住民が後をたたず、銃で武装した軍隊が監視する状態がいまも続いている。

インドのケオラデオ国立公園(二八〇〇ヘクタール)でも、一九八一年のラムサール登録を機に、政府は公園の周囲に柵を築き、人や家畜の出入りを規制した。周辺は内陸乾燥地帯で、冬の乾季には川や池が干上がり、牧草も枯れてしまう。ところが管理されている公園内は青々と緑が茂り、水がある。住民は柵を壊して牛を公園内に追い込み、阻止しようとした警察と衝突し、死者まででた。

これらは、保護区指定の前の社会影響調査の不十分さ、住民に対する普及啓発の不足、適切な代替・補償措置の欠落などに問題があったといえる。

今後、途上国のラムサール湿地がふえていけば、同じような問題が起こってくる可

能性は大きい。途上国の人々の多くにとって、湿地は、農業や漁業を営み、生活を維持するための欠かすことのできない生活基盤である。その管理や利用には、計画段階からステークホルダーの参加が確保されるのがのぞましいのはいうまでもない。

●アジアのラムサール湿地をネットワークする

ラムサールセンターは、日本とアジアにラムサール条約を普及し、湿地の保全と賢明な利用を実現することを目的に活動をしているNGOである。一九九〇年に設立、事務局は東京にあり、一三〇人の会員がいる。そのうち二五人はアジア人である。

ラムサールセンターは、設立から一貫して、アジア地域の湿地保全をめぐる政府、自治体、研究機関、NGO、地域住民などのネットワークを築き、情報、技術、経験、人材の交流をつくりだすことに努めてきた。

アジアは広く、自然環境はもろろん多様な民族、言語、宗教、政治、文化を抱えている。宗主国支配の時代も含め、大小の戦乱を繰り返してきた歴史がある。経済発展段階にも差があり、人々が国境を越えて自由に交流できる環境はまだ限られている。

しかし、湿原、河川、湖沼、水田、マングローブ林、干潟などの湿地生態系は、アジアの膨大な人口を支える重要な資源、共通基盤のひとつである。その保全には、国際協力が不可欠だ。そして、国際協力の第

一步は、相互理解から始まる。

中立的立場からの交差点づくりに集中するため、ラムサールセンターは個別の具体的な湿地保護活動には原則関わらない方針で活動をしてきた。そして一九九二年に日本、二〇〇一年にマレーシア、二〇〇五年にインドで開催した「アジア湿地シンポジウム」をはじめ、この一六年間に日本を含むアジアの各国で九〇回以上の湿地会議を開き、政府、大学、NGO、市民に参加の機会を提供してきた。

●日本・中国・韓国「子ども湿地交流」

ラムサールセンターが、このところ力を入れて活動のひとつが、日本、中国、韓国の登録湿地の子どもと地域住民どうしをつなぎ、住民参加型の国際湿地協力を育てていくことをめざす「日本・中国・韓国子ども湿地交流」である。

中国のNGO「ウェットランドインターナショナル中国」、韓国のNGO「ウェットランド韓国」、日本のラムサールセンターが、二〇〇二年から協力して行っている国際湿地環境教育プロジェクトで、二〇〇二年は千葉県の谷津干潟、二〇〇三年は韓国・慶尚南道のウーポ湿地、二〇〇四年に中国・江蘇省大豊湿地で開催され、今年が四回め。七月二日から八月二日、中国の黒龍江省ザロン自然保護区で行われた。今回は日本の滋賀県草津市と山口県周南

市などから一三人、韓国のソウル市、釜山市、安山市などから一九人の子ども（小学生）と先生、NGOリーダーが現地を訪れ、中国側は、北京市はじめ蘭州、大豊、南昌からの参加があり、地元ザロン中学の子どもと先生、自然保護区のスタッフら数十人と交流した。

舞台となったザロン自然保護区は、黒龍江省第二の都市チチハルの東南部にある二二万ヘクタールの湿地保護区で、中国東北部の代表的山地である大興安嶺を源とする嫩江流域に形成された低湿地帯である。広大なヨシ原にタンチョウはじめマナヅル、ナベヅル、クロヅル、アネハヅルなど多種類のツルが生息し、中国はラムサール条約に加入した一九九二年、まささまにラムサール条約登録湿地に指定している。

交流イベントでは、ザロン湿地保護区での自然観察、各国の子どもと先生たちがそれぞれの国で関わりを持っている湿地とその保全活動について発表しあうワークショップ、ザロン中学のキャンパス訪問、湿地の絵や歌や踊りを交換する文化交流会などが行われた。

ザロン自然保護区のスターは保護区内で繁殖しているタンチョウで、野生個体以外に数百羽が人工増殖・飼育もされている。野生のタンチョウは湿原の奥深く暮らしているが、飼育ツルは自然保護区管理棟のケージのなかで飼育され、みごとに人間に対して慣らされている。

ツルを瑞鳥として愛でる伝統は中国、韓国、日本に共通していて、とくに白い体に赤い頭頂をもつタンチョウには、三国ともとくべつの思いを寄せている。保護区では日中韓の子どもたちのためにこの飼育ツル数十羽をケージから出し、頭上を旋回しながら群れ飛ぶパフォーマンスをみせてくれたが、圧巻だった。

●発展段階の異なる環境教育

子どもと先生によるワークシヨップでは、各国の子どもと先生がそれぞれの地域の湿地への関心や保護活動について発表した。そこにもお国柄が現れていた。

韓国の子どもの多くは、特定の湿地に関心を持ち、その植生や鳥類生息状況について個人的に調査・研究した成果を、数値もまじえて発表した。それぞれの資質や置かれている環境にもよるだろうが、中学生としてはかなりつつこんだ調査を行っていた。

日本の子どもは、個人としてよりもグループ活動として関わった経験の発表が多かった。総合学習として、子どもエコクラブなどの環境活動に組織的に取り組んでいることが反映されている。身近な川の水質や生き物調査を行い、結果に基づいて地域を巻き込んだ川の浄化作戦を開始するなど、具体的な環境保全行動に結びついた活動を紹介した例もあった。

それに対して中国の子どもの発表は、湿地の価値、湿地への愛着、保護の重要性、

環境変化への懸念などを朗々切々と訴えかけるスタイルの発表が多く、文学的能力の高さを感じさせられた。しかし、韓国の子どもの発表のように具体的な科学的データや、日本の子どものように、行動をとまなう活動発表はほとんど出てこない。

おそらく中国では、環境教育は教室での学習の一テーマとして先生から知識として教わるもので、自分たちが自主的に行動し発見していくものとはとらえられていないのだろう。今後の中国の環境教育の課題のひとつだろう。

今回、日本の子どもたちが、自分たちが近くの川の調査に使用している簡単な試薬と手作りの透明度測定器を使って、ザイロン自然保護区の水路の富栄養化を測定してみろというデモンストレーションを行った。中国の子どもや先生もこの調査に参加し、日本の子どもからマンツーマンで手順を教わって共同で作業した。

ペットボトルのミネラルウォーターでは色が変わらなかつた試薬が、タンチョウのエサ場になっている富栄養化の池の水でみるみる赤く染まっていくのを、目を輝かせてみていたザイロン中学の子どもたちや先生の好奇心に満ちた表情が忘れられない。

各国の環境教育に対する姿勢は、それぞれ個性があつても、その熱意と関心の高さには違いがない。二〇〇二年から行ってきた日中韓子ども湿地交流には、それぞれの自治体、教育委員会、学校などが積極的に

協力し、地元NGO、地域グループも多数参加した。

とくに、中国で行った最近二回の活動は、中国のマスコミにも大々的に取り上げられ、アウェアネス効果が非常に大きかった。日本と中国、韓国と中国などの二国間交流でなく三国交流である点、「子ども」をターゲットにしている点、環境一般でなく「湿地保全」に焦点をあわせている点が注目をあびた。

アジアにラムサール条約締約国やラムサール湿地が少なかった時代は、締約国とラムサール湿地の数の増加が、条約の普及度を示すわかりやすい指標だった。しかし、一定の普及が実現したいま、最も必要とされていくのは、それぞれの湿地の保全と賢明な利用の質である。

湿地保全の技術や湿地管理者の能力向上が、アジアの湿地保全の重要な鍵となっていく。そのためにも、国境を越えた地域あるいはサブ地域間の協力ネットワークの果たすべき役割はますます大きくなっていくだろう。

私たちの日中韓子ども湿地交流活動は、はじまったばかりのささやかな活動だが、この活動に参加した子どもたちのなかから国際的視野に立って湿地保全や管理を考えていける専門家が一人でも育っていつてくれることを願っている。

(なかむら れいこ/ラムサールセンター事務局長)